平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号※この法令は廃止されています。

省令営、財務及び会計並びに人事管理に関する営、財務及び会計並びに人事管理に関する営、対務及び会計並びに人事管理に関する

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三年かる。

主務省令で定める重要な財産)(独立行政法人通則法第八条第三項に規定する

(監査報告の作成)

この条の定めるところによる。 規定により主務省令で定める事項については、第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の

はならない。 医事は、その職務を適切に遂行するため、次 監事は、その職務を適切に遂行するため、次 監事は、その職務の整備に努めなければならない。 び監査の環境の整備に努めなければならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。 といればならない。

機構の役員及び職員

一 機構の子法人(通則法第十九条第七項に規となる主義に指導の職務を行うべき者その他これ十八条第一項の職務を行うべき者その他これとの者に相当する者を分け、一 機構の子法人(通則法第十九条第七項に規一 機構の子法人(通則法第十九条第七項に規

前負の見它は、佐事が公正下扁り長度をが虫り意思疎通を図るべき者三 その他監事が適切に職務を遂行するに当た

てはならない。のある関係の創設及び維持を認めるものと解し立の立場を保持することができなくなるおそれ立の立場を保持することができなくなるおそれが頂の規定は、監事が公正不偏の態度及び独

t

ればならない。

監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応し、機構の他の監事、機構の子法人の監査役そじ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役そじ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役そ

監事の監査の方法及びその内容

かどうかについての意見成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達されているかどうか及び中期目標の着実な達し、機構の業務が、法令等に従って適正に実施

用についての意見 務の適正を確保するための体制の整備及び運務の適正を確保するための体制その他機構の業 とを確保するための体制を関係している。 機構の役員の職務の執行が法令等に適合す

ときは、その事実 為又は法令等に違反する重大な事実があった ときは、その事実

て 紅葉最后と手以 これ 監査のため必要な調査ができなかったとき

ハ 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第 第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第 一条の三 機構に関する法律施行令(以下「施行令」という。)の規定に基づき経済産業大及び情報処理の促進に関する法律(以下「法」という。)

グラムの普及に関する事項二 法第五十一条第一項第二号に規定するプログラムの開発に関する事項 法第五十一条第一項第一号に規定するプロー 法第五十一条第一項第一号に規定するプロ

☆ こころである。☆ こころでは、 ここのでは、 このでは、 この

事業の適正な実施に必要な能力の評価に関す上の評価及び情報処理サービス業を営む者の四 法第五十一条第一項第五号に規定する技術

及びその成果の普及に関する事項
六 法第五十一条第一項第七号に規定する調査
バーセキュリティに関する講習に関する事項
五 法第五十一条第一項第六号に規定するサイ

連携の促進に関する事項
当該連携に係る運用及び管理の方法に関する
当該連携に係る運用及び管理の方法に関する
がでいたの成果の普及その他の当該

号)第四十六条に規定する業務に関する事項小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八十分第五十一条第一項第十一号に規定する中号)第十七条に規定する業務に関する事項会、第大生系に規定する業務に関する事項企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七、法第五十一条第一項第十号に規定する中小

する事項 第八条第三項に規定する業務に関第四十号)第八条第三項に規定する業務に関 展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律展の基盤強化に関する法律(平成)を表

事項 八号)第七十七条に規定する業務に関する 所号)第七十七条に規定する業務に関する 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十十二 法第五十一条第一項第十三号に規定する

規定する業務に関する事項十五号)第二十八条第一項から第四項までに生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二生 法第五十一条第一項第十四号に規定する

附帯する業務に関する事項四 法第五十一条第一項第十五号に規定する

務」という。)に関する事項掲げる業務(以下「情報関連人材育成推進業中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に五法第五十一条第一項第十六号に規定する

(業務実績等報告書)

する事項 一条第二項に規定する事務に関

| 十八 競争その他契約に関する基本的事| 十七 業務委託の基準

項

| 事項 | 事項 | 十九 その他機構の業務の執行に関して必要な

(中期計画の認可の申請)

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定に第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定には、機構の成立後遅滞なく)、経済産業大臣は、機構の成立後遅滞なく)、経済産業大臣は、機構の成立後遅滞なく)、経済産業大臣は、機構の成立後遅滞なく)、経済産業大臣は、機構の成立後遅滞なく)、経済産業大臣は、機構の成立後遅滞なく)、経済産業大臣しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に 2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に 2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に 2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に 2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に 3 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定に

(中期計画の記載事項)

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号

一施設及び設備に関する計画

る業務に関 四 積立金の処分に関する事項下九年法律 三 中期目標の期間を超える債務負担吸の成長発 化に関する目標を含む。)は定する 二 人事に関する計画(人員及び人件費の効率に規定する 二 人事に関する計画(人員及び人件費の効率に規定する)

ければならない。 第四条 機構に係る通則法第三十一条第一項の年 第四条 機構に係る通則法第三十一条第一項の年

出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。

ま五条 機構に係る通則法第三十二条第二項の報 第五条 機構に係る通則法第三十二条第二項の報 第五条 機構は、当該報告書が同条第一項の評価 でに、当該報告書がの表の上欄に掲げる事項を記載しなければならない。そ では、当該報告書が次の表の上欄に掲げる では、当該報告書が次の表の上欄に掲げる (目標の期間績が通則法第二十九条第二項第

見込まれる中業務の実績。 間の終了時に込まれる中期目標の期間における 績について自げる事項に係るものである場合に |績及び当該実則法第二十九条第二項第二号に掲 事業年度にお一 中期目標の期 かにした報告るものである場合には次のイから |ら評価を行っ|は次のイからニまで、同項第三号 |ける業務の実実績。なお、当該業務の実績が通 た結果を明らから第五号までに掲げる事項に係 げる事項を記載するものとする。 事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲 状況 |項を明らかにしたものでなければ |績について機構が評価を行った結 事業年度の属する中期目標の期間 ある場合には、当該指標及び当該 旨の記載がないものがある場合に 善方策のうちその実施が完了した 題に対する改善方策 評定及び当該評定を付した理由 場合には、前号に掲げる業務の実 前の毎年度の当該業務の実績に係 標の期間における当該事業年度以 度の当該指標の数値 たものでなければならない。 た場合には、当該課題及び当該課 ならない。 でに掲げる事項に係るものである 十九条第二項第二号から第五号ま る財務情報及び人員に関する情報 における当該事業年度以前の毎年 ハまでに掲げる事項を明らかにし その実施状況 当該業務の実績が通則法第1 中期目標に定めた項目ごとの 次のイからハまでに掲げる事 当該事業年度における業務運 中期計画及び年度計画の実施 過去の報告書に記載された改 業務運営上の課題が検出され なお、当該評価を行った結果 当該事業年度の属する中期目 当該業務の実績に係る指標が 中期目標の期間の終了時に見 当該事業年度における業務の なお、当該業務の実 における業務号に掲げる事項に係るものである ||当該実績につ掲げる事項に係るものである場合 中期目標の期 明らかにするかにしたものでなければならない |を行った結果|号から第五号までに掲げる事項に いて自ら評価には次のイからニまで、同項第三 |務の実績及び||通則法第二十九条第二項第二号に 間における業 行った結果をイからハまでに掲げる事項を明ら |て自ら評価を|項に係るものである場合には次の ||該実績につい||第三号から第五号までに掲げる事 る報告書 を明らかにす係るものである場合には次のイか |の実績及び当場合には次のイからニまで、同項 数値 状況 らハまでに掲げる事項を明らかに の実績。なお、当該業務の実績が 旨の記載がないものがある場合に ならない。 項を明らかにしたものでなければ 績について機構が評価を行った結 場合には、前号に掲げる業務の実 期間における毎年度の当該指標の ある場合には、当該指標及び当該 口 したものでなければならない。 は、その実施状況 善方策のうちその実施が完了した 題に対する改善方策 た場合には、当該課題及び当該課 評定及び当該評定を付した理由 該業務の実績に係る財務情報及び でに掲げる事項に係るものである 人員に関する情報 -九条第二項第二号から第五号ま 当該業務の実績が通則法第 当該期間における毎年度の当 中期目標及び中期計画の実施 中期目標及び中期計画の実施 中期目標の期間における業務 過去の報告書に記載された改 業務運営上の課題が検出され 中期目標に定めた項目ごとの 次のイからハまでに掲げる事 なお、当該評価を行った結果 当該業務の実績に係る指標が 当該期間における業務運営の

> 口 当該期間における業務運営の

当該業務の実績に係る指標が

期間における毎年度の当該指標の ある場合には、当該指標及び当該

該業務の実績に係る財務情報及び 八員に関する情報 当該期間における毎年度の当

績について機構が評価を行った結 場合には、前号に掲げる業務の実 でに掲げる事項に係るものである 九条第二項第二号から第五号す 当該業務の実績が通則法第 次のイからハまでに掲げる事 なお、当該評価を行った結果

題に対する改善方策 評定及び当該評定を付した理由 ならない。 た場合には、当該課題及び当該課 業務運営上の課題が検出され 中期目標に定めた項目ごとの

項を明らかにしたものでなければ

善方策のうちその実施が完了した は、その実施状況 旨の記載がないものがある場合に 過去の報告書に記載された改

つ 値切 c デミ・・・・ ・・・・・・ この が 切 c デミ・・・・ ・・・・・・ この 利用その 他 E 及 び 厚生 労働大臣に 提出 した ときは、 速やか (会計の原則) 適切な方法により公表するものとする。 前項に規定する報告書を経済産業大

第六条 通則法第三十七条の規定により定める機 構の会計は、この省令の定めるところによるも 準に従うものとする。 のとし、この省令に定めのないものについて は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二

2

計に関する研究の成果として公表された基準進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会 の基準に該当するものとする。 (以下「独立行政法人会計基準」という。) は、 この省令に準ずるものとして、 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推 第一項に規定す 2

3

規定する一般に公正妥当と認められる企業会計

会により公表された企業会計の基準は、

号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議

る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 「優先して適用されるものとする。

(収益の獲得が予定されない償却資産)

第七条 経済産業大臣は、機構が業務のため取得 償却資産を指定することができる。 れる場合には、その取得までの間に限り、 対応すべき収益の獲得が予定されないと認めら しようとしている償却資産についてその減価に 当該

額を資本剰余金に対する控除として計上するも は、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同 のとする。 前項の指定を受けた資産の減価償却について

債務に係る除去費用等) (対応する収益の獲得が予定されない資産除去

第八条 経済産業大臣は、機構が業務のため保有 益の獲得が予定されていないと認められる場合 う。) についてその除去費用等に対応すべき収 る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用 し又は取得しようとしている有形固定資産に係 には、当該除去費用等を指定することができ 額(以下この条において「除去費用等」とい 配分額及び時の経過による資産除去債務の調整

渡取引) (譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない

第九条 経済産業大臣(情報関連人材育成推進 第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づ 生労働大臣)は、機構が通則法第四十六条の二 務に係る事項については、経済産業大臣及び厚 要と認められる場合には、 差額を損益計算上の損益に計上しないことが必 することができる。 いて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡 当該譲渡取引を指定

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規 動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とす 会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変 定する主務省令で定める書類は、独立行政法人

(事業報告書の作成)

前項に

第十条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項 は、この条の定めるところによる。 の規定により主務省令で定める事項について

ければならない。 事業報告書には、 次に掲げる事項を記載しな

国の政策における機構の位置付け及び役割 機構の目的及び業務内容

五四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 中期目標の概要

持続的に適正なサービスを提供するための 中期計画及び年度計画の概要

その対応策 業績の適正な評価に資する情報

業務運営上の課題及びリスクの状況並びに

業務の成果及び当該業務に要した資源 予算及び決算の概要

十二 財政状態及び運営状況の理事長による十一 財務諸表の要約

(財務諸表の閲覧期間) 機構に関する基礎的な情報 内部統制の運用状況

第十一条 機構に係る通則法第三十八条第三項に 規定する主務省令で定める期間は、五年とす

第十一条の二 通則法第三十九条第一項の規定に (会計監査報告の作成)

より主務省令で定める事項については、この条

収集及び監査の環境の整備に努めなければならめ、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の それのある関係の創設及び維持を認めるものと び独立の立場を保持することができなくなるお ない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及 の定めるところによる。 会計監査人は、その職務を適切に遂行するた 4

解してはならない。 役、業務を執行する社員、会社法第五百九十 機構の子法人の取締役、会計参与、執行 機構の役員(監事を除く。)及び職員

三 その他会計監査人が適切に職務を遂行する の者に相当する者及び使用人 に当たり意思疎通を図るべき者

八条第一項の職務を行うべき者その他これら

しなければならない。 に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成 業報告書及び決算報告書を受領したときは、次 定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規

キャッシュ・フローの状況等をすべての重要 する書類を除く。以下この号及び第四項にお いて同じ。)が機構の財政状態、運営状況、 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関 会計監査人の監査の方法及びその内容

> までに定める事項 でに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハ ついての意見があるときは、次のイからハま な点において適正に表示しているかどうかに

る旨 般に公正妥当と認められる会計の慣行に準 点において適正に表示していると認められ ッシュ・フローの状況等をすべての重要な 拠して、機構の財政状態、運営状況、キャ 務諸表が独立行政法人会計基準その他の一 無限定適正意見 監査の対象となった財

除外事項 機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・ 妥当と認められる会計の慣行に準拠して、 独立行政法人会計基準その他の一般に公正 フローの状況等をすべての重要な点におい の対象となった財務諸表が除外事項を除き て適正に表示していると認められる旨及び 除外事項を付した限定付適正意見 監査

前号の意見がないときは、その旨及びその 表が不適正である旨及びその理由

五四

関して必要な報告計に関する部分に限る。)及び決算報告書に は損失の処理に関する書類、事業報告書(会 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又

六 会計監査報告を作成した日

財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項 の判断に関して説明を付す必要がある事項又は に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人 前項第四号に規定する「追記情報」とは、 次

正当な理由による会計方針の変更

重要な偶発事象

(短期借入金の認可の申請) 重要な後発事象

第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただ とするとき、又は同条第二項ただし書の規定に し書の規定により短期借入金の認可を受けよう る事項については、経済産業大臣及び厚生労働 経済産業大臣(情報関連人材育成推進業務に係 るときは、次に掲げる事項を記載した申請書を より短期借入金の借換えの認可を受けようとす 大臣)に提出しなければならない。

借入れを必要とする理由

不適正意見 監査の対象となった財務諸

Ξ 追記情報

兀 資額の割合) 当該不要財産の取得に係る出資の内容

催告の内容

は、当該不要財産の評価額 当該不要財産により払戻しをする場合に

t に要する費用の費目、費目ごとの見込額及び渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡 り払戻しをする場合には、当該不要財産の譲 務大臣が定める基準により算定した金額によ その合計額 通則法第四十六条の三第三項に規定する主

前号の場合における譲渡の方法

経済産業大臣は、前項の申請に係る払戻しの その他必要な事項 借入先 借入金の

借入金の利率

五. 借入金の償還の方法及び期限

その他必要な事項 利息の支払の方法及び期限

(不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の

申請)

|第十二条の二 機構は、通則法第四十六条の三第 きは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済 る出資者(以下単に「出資者」という。)に対 産業大臣に提出しなければならない。 催告することについて認可を受けようとすると は一部の払戻しの請求をすることができる旨を として経済産業大臣が定める額の持分の全部又 について、当該民間等出資に係る不要財産に係 一項の規定により、民間等出資に係る不要財産 し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額

民間等出資に係る不要財産の内容

っては、取得の日及び申請の日におけるそのける不要財産の帳簿価額(現金及び預金にあ 当該不要財産の取得の日及び申請の日にお 不要財産であると認められる理由

財産の取得の日における帳簿価額に占める出 ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要 則法第四十六条の三に規定する出資者が複数

第七号の場合における譲渡の予定時

2 可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知る払戻しである場合において、同条第一項の認 方法が通則法第四十六条の三第三項に規定する 主務大臣が定める基準により算定した金額によ するものとする。

> 業大臣が定める額の持分 り、当該不要財産に係る出資額として経済産 通則法第四十六条の三第一項の規定によ

一 通則法第四十六条の三第三項に規定する主 り払戻しをする場合における当該払戻しの見 務大臣が定める基準により算定した金額によ

係る通知) (中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に

第十二条の三 するときは、前条第一項各号に掲げる事項を経 業大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻 出資に係る不要財産に係る出資額として経済産 る不要財産について、出資者に対し当該民間等 号の計画を定めた場合において、通則法第四十 の中期計画において通則法第三十条第二項第五 済産業大臣に通知しなければならない。 しの請求をすることができる旨を催告しようと 六条の三第一項の規定により、民間等出資に係 機構は、通則法第四十四条第三項

は、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するも のとする。 経済産業大臣は、前項の通知を受けたとき

(催告の方法)

定する主務省令で定める催告の方法は、次に掲第十二条の四 通則法第四十六条の三第一項に規 の知覚によっては認識することができない方法 をいう。)による提供とする。 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人 げる事項を記載した書面の提出又は当該事項 0

民間等出資に係る不要財産の内容

請求をすることができる旨 が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの き当該不要財産に係る出資額として主務大臣 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づ

の方法によるかの別 戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれ 通則法第四十六条の三第一項に規定する払

当該不要財産の払戻しをすること

主務大臣が定める基準により算定した金額 により払戻しをすること 通則法第四十六条の三第三項に規定する

当該払戻しを行う予定時期

Ŧ. る当該払戻しの見込額 第三号ロの方法による払戻しの場合にお

2 財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超え ることその他の事情があるため、 前項の規定により催告するに際し、当該不要 払戻しの方法

の旨を当該催告の相手方に対し、通知するもの が前項第三号イの方法により難い場合には、そ

譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事三項の規定により民間等出資に係る不要財産の ものとする。 項を記載した報告書を経済産業大臣に提出する (民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等) 機構は、通則法第四十六条の三第

- 当該不要財産の内容
- 譲渡によって得られた収入の額

及びその合計額 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額

譲渡した時期

払戻しを請求された持分の 通則法第四十六条の三第二項の規定により

証する書類を添付するものとする。 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を

3 機構に通知するものとする。 り経済産業大臣が定める額の持分を含む。) を のうち通則法第四十六条の三第三項の規定によ 持分の額に満たない場合にあっては、当該持分 定により経済産業大臣が定める基準に従い算定けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規 した金額(当該算定した金額が第一項第五号の 経済産業大臣は、第一項の報告書の提出を受 2

第一項第五号の持分(当該通知された金額が当 分)を、当該請求をした出資者に払い戻すもの 規定により経済産業大臣から通知された額の持 該持分の額に満たない場合にあっては、前項の 機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞な 同項の規定により通知された金額により、

(資本金の減少の報告)

第十二条の六 機構は、通則法第四十六条の三第 滞なく、その旨を経済産業大臣に報告するもの 四項の規定により資本金を減少したときは、遅

る重要な財産) (通則法第四十八条に規定する主務省令で定め

第十三条 機構に係る通則法第四十八条に規定す る主務省令で定める重要な財産は、 建物とす

第十四条 機構は、通則法第四十八条の規定によ る重要な財産の処分等の認可の申請) (通則法第四十八条に規定する主務省令で定め

り重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること

明らかにした書類

なければならない。 事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出し いて認可を受けようとするときは、次に掲げる (以下この条において「処分等」という。) につ

- 処分等の条件 処分等の方法
- 機構の業務運営上支障がない旨及びその

(内部組織)

第十四条の二 就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項 たものとする。 において同じ。)が離職前五年間に在職してい の内部組織として主務大臣が定めるもの(次項 該中期目標管理法人の内部組織として主務省令 において「現内部組織」という。) であって再 で定めるものは、現に存する理事長の直近下位 一号に規定する離職前五年間に在職していた当 機構に係る通則法第五十条の六第

在職していたものとみなす。 該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に 場合における前項の規定の適用については、当 号)の施行の日以後のものに限る。)として主 部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六直近下位の内部組織(独立行政法人通則法の一 場合にあっては他の現内部組織)が行っている 現内部組織(当該内部組織が現内部組織である 五年間に在職していたものが行っていた業務を 務大臣が定めるものであって再就職者が離職前 直近七年間に存し、又は存していた理事長の

(管理又は監督の地位)

第十四条の三 機構に係る通則法第五十条の六第 相当するものとして主務大臣が定めるものとす七条第六号に規定する職員が就いている官職に 省令で定めるものは、職員の退職管理に関する二号に規定する管理又は監督の地位として主務 政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十

(積立金の処分に係る申請の添付書類)

第十五条 施行令第八条第二項に規定する経済産 業省令で定める書類は、 次に掲げるものとす

年度末の貸借対照表 当該中期目標の期間最後の事業年度の事業

当該中期目標の期間の最後の事業年度の損

承認を受けようとする金額の計算の基礎を

- 処分等に係る財産の内容及び評価額

(区分経理)

2 (信用基金の増減)

(施行期日) 附

|第|条 この省令は、平成十六年一月五日から施 行する。

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該務省令で定める業務方法書に記載すべき事項第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主 各号に掲げる業務に関する事項とする。 する法律(平成十四年法律第百四十四号。 「5去聿(平戎十四年法律第百四十四号。以情報処理の促進に関する法律の一部を改正、は非して言言して、

フトウェア教材開発承継業務

|第十六条 機構は、法第五十二条の規定により区 認を受けて定める基準に従って、事業年度の期 すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理分して経理する場合において、経理すべき事項 (共通的な経費の配賦基準) 間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在 きは、当該事項については、経済産業大臣の承 ことができる。 において各勘定に分配することにより経理する 1.係る部分を区分して経理することが困難なと

第十七条 機構は、法第五十二条第三号に掲げる これらに附帯する業務(以下「債務保証業務」 という。)に係る経理とその他の経理とを区分 条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに 業務に係る勘定の経理については、法第五十一 して整理しなければならない。

第十八条 法第五十四条第一項の信用基金は、 た金額並びに政府以外の者から出えんされた金 事業年度、債務保証業務に係る経理の損益計算R十八条 法第五十四条第一項の信用基金は、毎 に規定する政府及び政府以外の者から出資され 生じた損失の額により減少するものとする。 により生じた利益の額により増加するものと し、債務保証業務に係る経理の損益計算により 前項の信用基金の額は、法第五十四条第一項

額の合計額を限度とする。

規定する特定プログラム開発承継業務 下「改正法」という。)附則第五条第一項に 改正法附則第五条第二項に規定する地域ソ

(償却資産の承継)

第三条 機構の成立の際、改正法附則第二条第 項の規定により機構が情報処理振興事業協会か

(共通的な経費の配賦基準の特例) 勘定及び改正法附則第七条第一項に規定する地六条第一項に規定する特定プログラム開発承継 号に掲げる業務に係る勘定並びに改正法附則 みなして、同条第二項の規定を適用する。 交付金以外の資金を原資として取得したものに 域ソフトウエア教材開発承継勘定に属するもの ら承継した償却資産のうち、法第二十一条第三 であって、情報処理振興事業協会が補助金及び ついては、第七条第一項の指定を受けたものと

第四条 改正法附則第五条第一項の規定により機 を改正する法律(平成十四年第百四十四号)附十一条及び情報処理の促進に関する法律の一部 則第六条第一項」とする。 構が同項に規定する業務を行う場合には、第十 六条中「法第二十一条」とあるのは、「法第二

第五条 (情報処理振興事業協会に関する省令等の廃止) 次に掲げる省令は、廃止する。

一 情報処理振興事業協会の財務及び会計に関 する省令(昭和四十五年通商産業省令第百二 四十五年通商産業省令第七十一号) 情報処理振興事業協会に関する省令 (昭

を定める省令(平成十一年通商産業省・労働三 情報処理振興事業協会に関する省令の特例

する省令の特例を定める省令 商産業省・労働省令第四号) ゥる省令の特例を定める省令(平成十一年通情報処理振興事業協会の財務及び会計に関

省·経済産業省令第二号) (平成一六年四月六日厚生労働

の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の 規定は、平成十六年一月五日から適用する。 による改正後の独立行政法人情報処理推進機構 この省令は、公布の日から施行し、この省令

省·経済産業省令第四号) 則 (平成一七年四月一三日厚生労働

を改正する法律の施行の日から施行する。 この省令は、中小企業経営革新支援法の 部

働省・経済産業省令第一号)附 則 (平成二二年一一月 (平成二二年一一月二六日厚生労

十七日)から施行する。 正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二この省令は、独立行政法人通則法の一部を改

省·経済産業省令第一号) (平成二四年八月三〇日厚生労働

需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな この省令は、中小企業の海外における商品の

から施行する。 る法律の施行の日(平成二十四年八月三十日) 事業活動の促進に関する法律等の一部を改正す

省·経済産業省令第一号 (平成二五年九月一九日厚生労働

の法律の施行の日(平成二十五年九月二十日) のための中小企業基本法等の一部を改正する等 から施行する。 この省令は、小規模企業の事業活動の活性化

省·経済産業省令第一号) 則 (平成二七年三月三〇日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部 号。以下「改正法」という。)の施行の日(平 成二十七年四月一日、以下「施行日」という。 を改正する法律(平成二十六年法律第六十六

(業務実績等報告書に係る経過措置)

第二条 改正法附則第八条第一項の規定により旧 号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第 とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」 第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第 いては、同条の表中「通則法第二十九条第二項 経済産業省令第三号)第五条の規定の適用につ 事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省・ 理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人 るこの省令による改正後の独立行政法人情報処 中期目標が新中期目標とみなされる場合におけ 二項第三号に」と、「同項第三号から第五号」 一号から第五号」と読み替える。 「通則法第二十九条第二項第二号から第五 1

(事業報告書の作成に係る経過措置)

に開始する事業年度に係る事業報告書から適用第三条 第十条の二第三項の規定は、施行日以後

省·経済産業省令第一号) (平成二八年六月三〇日厚生労働

進に関する法律の一部を改正する法律の施行のこの省令は、中小企業の新たな事業活動の促 から施行する。

働省・経済産業省令第二号) 則 (平成二八年一〇月二一日厚生労

る法律の施行の日(平成二十八年十月二十一 び情報処理の促進に関する法律の一部を改正す この省令は、サイバーセキュリティ基本法及 から施行する。

省・経済産業省令第一号) (平成二九年七月三一日厚生労働

> 行する この省令は平成二十九年七月三十一日から施

省·経済産業省令第二号) 則 (平成三〇年六月五日厚生労働

この省令は、生産性向上特別措置法の施行の (平成三十年六月六日) から施行する。

2

日

省·経済産業省令第三号) 則 (平成三〇年七月六日厚生労働

から施行する。 正する法律の施行の日(平成三十年七月九日) この省令は、産業競争力強化法等の一部を改

省·経済産業省令第五号) (平成三〇年九月二五日厚生労働

第一条第二号に定める日(平成三十年九月二十 正する法律(平成三十年法律第二十六号)附則 五日)から施行する。 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改

省·経済産業省令第一号) 則 (平成三一年三月二九日厚生労働

(施行期日)

する。 (財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措 この省令は、平成三十一年四月一日から施行

2 この省令による改正後の独立行政法人情報処 業年度に係る財務諸表(独立行政法人通則法 理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人 いては、なお従前の例による。 に規定する財務諸表をいう。以下この項におい(平成十一年法律第百三号)第三十八条第一項 定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事 事管理に関する省令第十条及び第十条の二の規 る事業年度に係る財務諸表及び事業報告書につ において同じ。)から適用し、同日前に開始す 二項に規定する事業報告書をいう。以下この項 て同じ。)及び事業報告書(同法第三十八条第

省·経済産業省令第一号) (令和元年五月三一日厚生労働

る。 この省令は、令和元年六月一日から施行す

省·経済産業省令第三号) (令和元年七月一二日厚生労働

から施行する。 正する法律の施行の日(令和元年七月十六日) するための中小企業等経営強化法等の一部を改 この省令は、中小企業の事業活動の継続に資

省・経済産業省令第一号) (令和二年五月一五日厚生労働

(施行期日)

この省令は、情報処理の促進に関する法律の -五日)から施行する。 部を改正する法律の施行の日(令和二年五月

財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十 中独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、 ては、なお従前の例による。 三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。 以後に開始する事業年度に係る財務諸表(独立 理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人 下この項において同じ。)について適用し、 事管理に関する省令第十条の規定及びこの省令 (財務諸表の作成に係る経過措置) この省令による改正後の独立行政法人情報処 条の二を削る改正規定は、令和二年四月一日 1前に開始する事業年度に係る財務諸表につい 2政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第

(令和二年九月一五日厚生労働

省·経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。